

○室蘭市安全で住みよいまちづくり条例施行規則

平成 10 年 7 月 31 日
規則第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、室蘭市安全で住みよいまちづくり条例(平成 10 年条例第 28 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(安全推進地域における安全活動等の推進)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定により、安全推進地域(以下「推進地域」という。)に指定された地域に係る町会・自治会等(以下「町会等」という。)は、市長と当該推進地域における安全確保のため実施すべき安全活動等について協議を行い、相互に協力してその推進に努めるものとする。

(推進地域の指定等の周知)

第 3 条 条例第 5 条第 3 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定による周知は、推進地域の町会等に対しては安全推進地域指定通知書(様式第 1 号)又は安全推進地域指定解除(変更)通知書(様式第 2 号)により、市民に対しては市広報その他の方法により行うものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項に規定する室蘭市安全で住みよいまちづくり協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長各 1 名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により決定し、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長を務める。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を受けることができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、市民生活担当所管課において行う。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 10 年 8 月 1 日から施行する。